

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第21号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年静岡県規則第63号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）</p> <p>第8条の2 （略）</p> | <p>（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p><u>2 省令第5条の5の3の2第2項の届出書の様式は、様式第9号の3によるものとする。</u></p> |
| <p>（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等）</p> <p>第8条の3 省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、<u>様式第9号の3</u>によるものとする。</p> <p>2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定をしたときは、<u>様式第9号の4</u>による熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。</p> <p>3 省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、<u>様式第9号の5</u>によるものとする。</p> <p>4 省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、<u>様式第9号の6</u>によるものとする。</p> <p>（産業廃棄物処理業等の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）</p> <p>第18条 （略）</p> | <p>（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等）</p> <p>第8条の3 省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、<u>様式第9号の4</u>によるものとする。</p> <p>2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定をしたときは、<u>様式第9号の5</u>による熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。</p> <p>3 省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、<u>様式第9号の6</u>によるものとする。</p> <p>4 省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、<u>様式第9号の7</u>によるものとする。</p> <p>（産業廃棄物処理業等の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）</p> <p>第18条 （略）</p> <p><u>2 省令第10条の10の3の2第1項及び第10条の24の2第1項の届出書の様式は、様式第20号の2によるものとする。</u></p> |
| <p>（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）</p> <p>第19条の2 （略）</p> | <p>（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）</p> <p>第19条の2 （略）</p> |

(書類の提出方法)

第30条 法、政令、省令及びこの規則により提出する書類のうち、別表第1の中欄に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本1部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由して、別表第2の中欄に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本2部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由してそれぞれ知事に、別表第3に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本2部を知事に、別表第4に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本10部を知事に提出するものとする。ただし、別表第1の7の項及び24の項、別表第2の22の項及び23の項並びに別表第3 第35号及び第37号に掲げる提出書類の提出部数は、正本1部とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物再生事業者に係る事業場の所在地（事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事業場の所在地）が政令第27条に規定する指定都市の長等が管轄する区域にあるときは、別表第2の17の項から19の項まで及び21の項に掲げる提出書類については正本1部及び副本1部を、同表23の項に掲げる提出書類については正本1部を知事に提出するものとする。

別表第2 (略)

| | 提出書類 | 経由機関 |
|-----|------------------------------|------|
| (略) | | |
| 21 | <u>第18条</u> の規定による欠格要件に係る届出書 | (略) |

2 省令第12条の11の3の2第1項の届出書の様式は、様式第9号の3によるものとする。

(書類の提出方法)

第30条 法、政令、省令及びこの規則により提出する書類のうち、別表第1の中欄に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本1部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由して、別表第2の中欄に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本2部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由してそれぞれ知事に、別表第3に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本2部を知事に、別表第4に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本10部を知事に提出するものとする。ただし、別表第1の7の項及び24の項、別表第2の23の項及び24の項並びに別表第3 第36号及び第38号に掲げる提出書類の提出部数は、正本1部とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物再生事業者に係る事業場の所在地（事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事業場の所在地）が政令第27条に規定する指定都市の長等が管轄する区域にあるときは、別表第2の17の項から19の項まで及び21の項に掲げる提出書類については正本1部及び副本1部を、同表24の項に掲げる提出書類については正本1部を知事に提出するものとする。

別表第2 (略)

| | 提出書類 | 経由機関 |
|-----|---------------------------------|--|
| (略) | | |
| 21 | <u>第18条第1項</u> の規定による欠格要件に係る届出書 | (略) |
| 22 | <u>第18条第2項</u> の規定による欠格要件に係る届出書 | <u>主要営業区域管轄健康福祉センター</u> 所長又は <u>主要施設管轄健康</u> |

| | | | | | |
|--|-----|--|---|-----------|--------------|
| | | | | | 福祉センター所 長 |
| <u>22</u> | (略) | | | <u>23</u> | (略) |
| <u>23</u> | (略) | | | <u>24</u> | (略) |
| <u>24</u> | (略) | | | <u>25</u> | (略) |
| <u>25</u> | (略) | | | <u>26</u> | (略) |
| <u>26</u> | (略) | | | <u>27</u> | (略) |
| <u>27</u> | (略) | | | <u>28</u> | (略) |
| <u>28</u> | (略) | | | <u>29</u> | (略) |
| 別表第3 (略) | | | 別表第3 (略) | | |
| (1)～(23) (略) | | | (1)～(23) (略) | | |
| (24) <u>第8条の2又は第19条の2</u> の規定による 欠格要件に係る届出書 | | | (24) <u>第8条の2第1項又は第19条の2第1項</u> の規定による欠格要件に係る届出書 | | |
| (25)～(37) (略) | | | (25) <u>第8条の2第2項又は第19条の2第2項</u> の規定による欠格要件に係る届出書 | | |
| | | | (26)～(38) (略) | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

様式第9号の2中「イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・チ・リ・ヌ」を「ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル」に改める。

様式第9号の6を様式第9号の7とし、様式第9号の3から様式第9号の5までを1様式ずつ繰り下げ、様式第9号の2の次に次の1様式を加える。

様式第9号の3 (第8条の2、第19条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

欠格要件に係る届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 ⑩
電話番号

〔氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。〕

次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

| | |
|---------------------------------|-------|
| 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 の設置場所 | |
| 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 の種 類 | |
| 施 設 設 置 の 許 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| 許 可 番 号 | 第 号 |

備考 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第12号及び様式第14号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。
様式第20号の次に次の1様式を加える。

様式第20号の2 (第18条関係) (用紙 日本産業規格A 4縦型)

欠格要件に係る届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 ⑩
電話番号
〔氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要であること。〕

次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条の2第3項

第14条の5第3項

において準用する同法第7条の2第5項の規定により届け出ます。

| | |
|--|-------|
| 産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業 の許可年月日 | 年 月 日 |
| 許 可 番 号 | 第 号 |

備考 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第26号中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。